

学校法人菅原学園至誠館大学 ガバナンス・コードへの対応について

		小項目	本学の実施状況	
大項目	第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重			
中項目	1-1 建学の理念	(1) 建学の理念	建学の理念を踏まえ、今後も教育・研究に努める。	
	1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	(1) 建学の理念に基づく教育目的等	使命・目的を基本に取り組んでいる。	
		(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	8ヵ年(2018～2025)の中期計画を策定している。	
		(3) 私立大学の社会的責任等	ガバナンス・コードのとおり、努める。	
大項目	第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）			
中項目	2-1 理事会	(1) 理事会の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
	2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(2) 学内理事の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(3) 外部理事の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(4) 理事への研修機会の提供と充実	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
	2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(2) 監事の選任	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(3) 監事監査基準	監査計画の関係者の通知に努める。	
		(4) 監査業務を支援するための体制整備	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(5) 常勤監事の設置	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
	2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をする。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討する。	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
	2-5 評議員	(1) 評議員の選任	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
		(2) 評議員への研修機会の提供と充実	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	
	大項目	第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
	中項目	3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。
			(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。
		3-2 大学運営会議	(1) 大学運営会議の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。
3-3 教授会		(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。	

大項目	第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
中項目	4-1 学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。
	4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。
		(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。
	4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。
		(2) 社会貢献・地域貢献	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。
	4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。
		(2) 法令遵守のための体制整備	常設窓口の設置を検討する。
	大項目	第5章 透明性の確保（情報公開）	
中項目	5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公開	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。
		(2) 自主的な情報公開	最大限の公開に努める。
		(3) 情報公開の工夫等	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。